

石川県農林総合研究センター林業試験場における
研究者から寄附受納及び返還に係る事務処理要領

(目的)

第1条 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部科学省告示第110号。以下、「科研費取扱規程」という。）第17条第1項の規定に基づき研究者から寄附を受納し、又は当該寄附受納した物品等の返還手続きについては、科研費取扱規程、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）その他別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(返還願)

第2条 科研費取扱規程第17条第1項の規定に基づき寄附した者は、当該寄附した物品等の返還を受けようとするときは、物品等返還願（様式第1号）により、知事に願出するものとする。

(返還手続き)

第3条 前条の規定により物品等返還願の提出があったときは、物品等の返還伺（様式第2号）により、承認を受けるものとする。

2 知事は、願出に係る物品等を返還するときは、物品等返還通知（様式第3号）により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成19年11月2日から施行する。

平成24年4月1日改正。